

# 大阪狭山市権利擁護支援センター

大阪狭山市権利擁護支援センターでは、成年後見制度についての相談、助言、情報提供、申立て手続きの支援を行います。

また、日常生活自立支援事業では福祉サービスの利用援助、お金の管理について支援を行っています。

このような困りごと、心配ごとありませんか？

親にもの忘れが出始め、悪い人にだまされないか心配。

障がいのある子どもを抱え、親亡きあとが心配。



家族の生活費のために預金を解約したいが、名義人が認知症のため手続きできないと言われた。

自分は身寄りがないため、今後の生活など将来が不安。

相談は無料です

ご本人・ご家族・福祉関係事業所の皆様、お気軽にご相談ください。

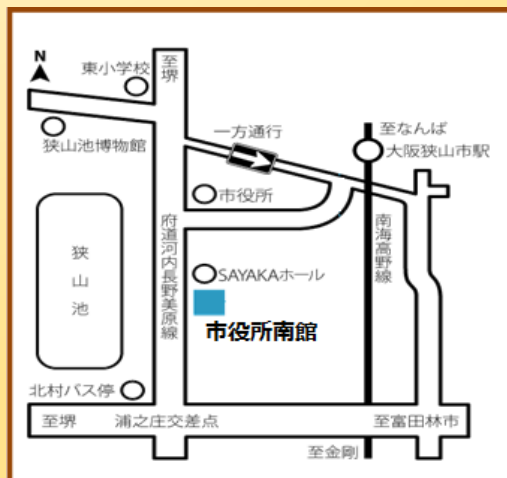
## 大阪狭山市権利擁護支援センター

電話 : 072-368-2111

FAX : 072-368-9933

住所 : 大阪狭山市狭山1丁目862番地の5  
(大阪狭山市役所 南館)

受付 : 月曜日から金曜日の  
午前9時～午後5時30分  
(祝日、年末年始を除く)



# 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が安心した生活を送れるよう、法的に権限を与えられた人【**成年後見人等**】が、本人に代わって財産管理や契約手続きを行う制度です。

利用方法として「**法定後見**」「**任意後見**」の2種類があります。

## 法定後見

- ・夫の認知症が進み、金銭管理ができずに銀行から払い戻しをすることができなかった。
- ・施設入所のため持ち家を売却する必要があるが、手続きが複雑でひとりでは判断できない。
- ・悪徳商法にひっかかってしまう。

判断能力が十分でない方のために、ご本人、親族や市町村長などの申立てによって、家庭裁判所が適切な支援者（**補助人・保佐人・後見人**）を選ぶ制度です。判断能力の程度によって次の3種類に分かれます。

- ①**補助**・・・財産の管理もだいたい自分でできるが、難しい契約などは援助が必要。（判断能力が不十分な場合）
- ②**保佐**・・・援助してもらえば、財産の管理ができる。（判断能力が著しく不十分な場合）
- ③**後見**・・・常に援助してもらわなければ、自分では財産の管理ができない。（判断能力を欠く場合）

## 任意後見

- ・自分が元気なうちに支援をお願いする人や内容を自分で決めておきたい。
- ・亡くなった後の葬儀や遺言の執行もお願いしたい。

将来、自分の判断能力が衰えたときに備えて、あらかじめ支援者となる**任意後見人**を選んでおく制度です。

具体的な自分の希望を任意後見人に頼んでおくことができ、公証役場で公正証書を作成し契約を交わします。

# 法定後見制度 手続きの流れ

## 申立準備

申立てに必要な書類を揃えます。  
大阪家庭裁判所堺支部で配布しています。  
大阪家庭裁判所後見センターのホームページからもダウンロードできます。

## 申立て

本人の居住地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。  
申立てをできるのは、本人・配偶者・4親等以内の親族などです。

## 調査・審理

家庭裁判所の調査官が本人や後見人等候補者の話を聞きます。  
申立て書類を確認し審査します。

## 後見等 開始

本人に最も適任な後見人等を選任します。  
審判が確定し法定後見が開始されます。

2ヶ月から4ヶ月程度

# 後見人等の役割

## 本人の財産の管理

本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消し…など

## 身上保護

本人の健康、環境等に配慮した福祉サービス等の契約、支払い、支援チームとの連携による方針の決定など ※直接、本人の介護をするのではなく、手配する役割です。

## 家庭裁判所への報告

本人の状況や後見活動について家庭裁判所に報告（原則 年1回）

※医療に関する同意は含みません。 ※身元保証人とは違います。  
※本人が死亡すると、管理財産（相続財産）は後見人等から相続人に引き継がれます。

# 法定後見制度 Q & A

## Q 1. 法定後見制度の申立ては、誰が行うのですか？

本人、配偶者、4親等以内の親族等です。また、任意後見契約が登記されている時は、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人も申立てることができます。申立てる人が誰もいない場合で、必要がある場合は、市長が申立てることができます。  
また、申立てを行った親族が、本人の後見人等として選任を希望することもできます。

## Q 2. 成年後見人等への報酬は必要ですか？

成年後見人等が、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬を本人の財産から受け取ることができます。

## ● 日常生活自立支援事業

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方で、生活上の手続きやお金の管理に不安がある方の生活を支援します。

事業内容	住所	電話番号 F A X 番号
<ul style="list-style-type: none"><li>福祉サービスの利用援助、日常金銭管理、通帳等の保管サービスを行います。</li><li>事業の利用には本人との契約が必要です。</li></ul>	大阪狭山市狭山1丁目862番地の5	TEL 072-368-2111 FAX 072-368-9933

## ● 高齢者や障がいのある方の暮らしを地域でサポートする身近な相談窓口

対象	機関名	住所	電話番号 F A X 番号
高齢者の方	大阪狭山市 地域包括支援センター	大阪狭山市狭山1丁目862番地の5	TEL 072-368-9922 FAX 072-368-9933
障がいのある方	大阪狭山市 基幹相談支援センター	大阪狭山市狭山1丁目862番地の5	TEL 072-365-1144 FAX 072-368-9933

## ● 成年後見制度の利用に関する関係機関

機関名	住所	電話番号
大阪家庭裁判所 堺支部 (法定後見制度申立て、書類の配布等)	大阪府堺市堺区南瓦町2番28号	後見センター TEL 072-223-8949
堺公証役場 (任意後見契約の手続きに関すること)	大阪府堺市堺区北瓦町2丁4番18号 現代堺東駅前ビル4階	TEL 072-233-1412

大阪狭山市権利擁護支援センターは、成年後見制度を必要とする方が安心して利用できるよう、地域で支える体制をつくるための中核機関として、大阪狭山市社会福祉協議会が、令和4年度より大阪狭山市からの委託を受け事業を実施しています。